

この一年を
ふり返つて
— 激動の十八年度 —

センター所長 辻 久治

平成十八年度をふり返つてみると、まさに激動とも言える歴史的な年となりました。

地方自治法の改正により、四月からこのセンターの管理運営が、指定管理者制度によることになりました。施設の管理運営に経営感覚をもつて管理することが求められました。経費節減と効率的な管理運営をしていかなければなりません。職員全員で目標達成に取り組んだ一年でした。

五月には、関係者の長年の要望であつた、「びわこみみの里」の建設

補助が内示され、当協会内に開設準備室を設置し、建設と十九年四月開所に向け厳しい日程ではありました

が、関係の皆様のいろいろな援助をいただき、多くの申請手続きや入札・契約事務等を行い、工事も順調に進み三月末完成の日途が立ちました。

十月中旬からは、障害者自立支援法が施行され、従来県が実施主体で行っていた、手話通訳者、要約筆記者の派遣が市町村へと移行されました。当面は市町の人的な体制が整つていな

いため、当協会が受託してコミュニケーション支援事業を実施していくますが、今後将来的には、各市町実施へと替わっていきます。当協会は、人材養成を中心とした事業を継続するとともに、相談事業、IT事業等を充実していきます。

一月二十日には、「びわこみみの里」の建設のためのチャリティーコンサートを実行委員会が開催しました。

た。アグネス・チャンさんの病氣。手術の予想外の出来事で、関係者をハラハラさせましたが、当日は観客席は満席となり、アグネス・チャンさんの手術後初のコンサートが感激のうちに終わりました。協力していただいた皆様に、紙面からではありますが、熱くお礼を申し上げます。後はみみの里の三月三十一日完成、四月一日オープンを待つのみとなりました。

このように十八年度はセンター、協会、後援会、みみの里をすすめる会の関係者全員が一丸となって、多くの事業を成し遂げてきた激動の一 年であったと、感慨もひとしおです。十九年度からは、新規事業も含め種々 の困難な問題も予想されますが、聴覚障害者の福祉の推進のため、更なる前進を決意しているものです。関係のみなさま方のご支援、ご協力を今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

そこで全日本ろうあ連盟では、聴覚障害者及びろう重複障害者、盲ろう者、難聴者・中途失聴者に対するは、聴覚障害及び聴覚障害者問題に精通した者がその相談にあたることが重要とし、現在ある自体単独事業であるろうあ者相談員を公的な資格化（「聴覚障害者福祉士（仮称）」）にする検討を始めました。

今回の研修では、現在全国で聴覚障害者に対して様々な立場（ろうあ者相談員・設置手話通訳者・情報提供施設職員・当事者団体役員など）で相談・支援の実践を行っているものが集まり、これまでの実践について振り返りながら、聴覚障害者福祉士（仮称）の必要性などを話し合いました。この事業は二年にかけて行われ、来年には方向性が示される見込みです。

財団法人全日本ろうあ連盟主催「聴覚障害者の相談の資格・認定に関する調査研究及び聴覚障害者相談

支援へのケアマネジメント等の研修」事業研修会が、平成十九年一月二十九日～一月三十日、国立オリンピック記念青少年総合センターにて開催されました。

聴覚障害者を狙った マルチ取引を許してはい！

東京都の会社社長たちによる、ろう者を対象とした詐欺と出資法違反容疑事件が、昨年六月頃から新聞・テレビで報道され、その被害者数・被害総額の大きさで聴覚障害者・支援者・関係者を驚かせ、強い怒りを呼び起こしたことは、いまだに記憶に新しいものです。

その後、警視庁・山梨県警の合同捜査により、被害を受けた聴覚障害者は十四都府県で約二五〇人、被害額は約二億円に及ぶことが明らかにされ、昨年十二月中旬、一斉に全国紙で報道されました。

上記事件とは別に、最近、インターネットを利用してゲーム事業を展開するマルチ商法によるトラブルが全国的に広がっているとの情報が寄せられています。このマルチ商法は、ろう者にインターネットによるゲーム事業の会員権を購入させ、ゲームに勝ったり、友人や知人などを会員に勧誘したりすることにより、収益が得られる仕組みで運営されているそうです。

これを受けて、財團法人全日本ろうあ連盟や国民生活センターは、聴覚障害者および関係者へ注意を呼び

かけています。

このような事件から身を守るために、詐欺やマルチ商法についての正しい知識を学ぶことが大切です。

また、もしも被害に遭ってしまったなら、消費生活支援センターなどへすぐ相談に行きましょう。その他、関連情報等がありましたら、どんな些細なことでも結構ですので、滋賀県立聴覚障害者センターまでお連絡下さい。

【参考】

国 民 生 活 セ ン タ ー H P

「聴覚障害者のマルチ取引のトラブルが急増！」



平成十九年一月から、当センターホームページより、聴覚障害者向けビデオのストリーミング配信を行っております。

当センターでは、これまで聴覚障害者向けに映像制作および貸出事業として、字幕や手話を作成した映像制作や自主制作として聴覚障害者向けの情報や手話に関するビデオを作成し、ビデオライブラリーにおいて、県内の聴覚障害者に対して貸出を行ってきました。

しかし、このビデオライブラリーがあるのは県内で当センター（草津市）と長浜市の2カ所のみ、利用時間や貸出本数も限られていることから、これら自主制作したビデオを聴覚障害の有無を問わず、自宅のパソコンで好きなときに、より多くの方々にご覧になっていただこうと、ホームページ上においてストリーミング配信をおこなうことにしました。

今後は、「CS障害者専用放送」「で聴くテレビ」に提供しているなど内聴覚障害に関する情報などを逐次配信していく予定ですので、楽しみにしていてください。

ピートオライブラリーがパンツondoも楽しむー。

■開催作品の映像配信開始
アドレスはいわう

<http://www.shigajou.or.jp/>

○メールマガジンの配信○

ストリーミング配信にあわせて、メールマガジンの配信も開始します。

内容は、新作ビデオの情報や、その他センターで行う聴覚障害者向けの講座および手話講座や要約筆記講座などの各種講座、聴力相談などの相談事業などの情報。それから、県内の聴覚障害に関するイベントや四月に開所を迎える「びわこみみの里」に関する情報などを考えてています。これら的情報を逐次配信していくますので、利用を希望される型は当センターのホームページからEメールのアドレスを登録してください。



■ 健康に不安なく通訳が行える環境を

♪ 第一回 健康管理講習会 ♪

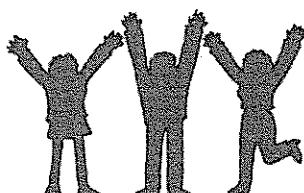
去る一月二日、近江八幡市のひまわり館で第一回「健康管理講習会」が開かれ、手話通訳者や要約筆記者、関係者ら四〇人が集いました。この講習会は、手話通訳者や要約筆記者が健康で活動を続けていくため、今年度よりスタートとした「登録手話通訳者・要約筆記者の健康管理事業」の一貫として行われたもので、手話通訳者や要約筆記者を対象に実施した特殊検診の結果報告と意見交換を目的に開かれたものです。

検診結果は、検診を担当した滋賀医科大学の北原講師から報告がありました。全ての手話通訳者及び要約筆記者を対象とした一次検診(問診票による検診・通訳活動に関する事項、頸肩腕部等の身体的部位別の自覚症状等を調査票に記入)では、受診対象者の約七割から調査票を回収できること、その中で、手話通訳者に肩や腕の痛み、手指のしびれ等の自覚症状がでているが、特に専任手話通訳者ではその比率が高まっており、業務環境や労働条件の整備が急務であることが、また要約筆記者では頸肩腕部の痛みやしびれの訴え率はあまり高くないが、腰痛や目の疲れ、視力低下など視力に関する訴え率が高く、座位姿勢の検討や目の保護、休養方法の検討が重要となっていること等が報告されました。また、「一次検診で自覚症状の強かつた人」と専任通訳者(全員を対象)」を対象して実施した二次検診(握力、つまみ力、牽引力、振動感覚検査等の検査と診察)の結果、休業を要したり、治療・業務制限が必要な人がいると報告され、検診に基づく健康管理の実施と検診結果を踏まえた対策が重要であると話されました。

参加者からは、「今後の活動を考えていく上でとても参考になりました」「今後も継続して欲しい」「様々な立場の人と同じ健康管理というテーマで話し合うことはとても意義がある」等の感想や「活動者の意見を言う場を設けて欲しい」との要望が寄せられました。

「聴覚障害者がいつでもどこでも安心して手話通訳や要約筆記を頼め

る制度を」「いつまでも健康で活動を続けたい」…これらの願いを実現していくためには、手話通訳者や要約筆記者の健康管理をしっかりと行いながら、活動条件や活動環境の整備をすすめていくことが必要です。



要約筆記指導

マネジメント講座開催

去る一月二十八日(日)、滋賀県立聴覚障害者センターにおいて十八年度第三回の標題講座を開催しました。

昨年の十月以降市町コミュニケーション支援事業が施行され、講演会のような社会参加を目的とした情報保障だけではなく、個人の生活、労働に直結した内容への派遣が増加し、難向がみられます。

このような派遣現場では、OHPの要約筆記とは異なる技術が必要になってしまいます。その場での適切な対応力を身につけた要約筆記者の養成が急務ともなっています。



そのような観点で、昨年十二月・一月の土・日の四日間に、全国指導者養成講習会が開かれました。滋賀県から四名の登録要約筆記者が受講されましたので、そこで学ばれた講習内容について報告していただきました。

専門性を持った要約筆記者を養成するためには、要約筆記の歴史や事業の位置づけ、通訳者としての意識づけ、指導案の作り方、話し方から板書での留意点等指導技術に関すること、実習とその検証の仕方など、今後の活動に役立つ内容を伝達指導していただき、中身の濃い講座となりました。

一定の技術レベルの養成をするためには、指導者が指導内容のポイントを確実に押さえ、意思統一をすることが不可欠であることを感じただけたことと思います。

ただ、難聴者講師の参加が全体の十八%と非常に少なかつたことは残念です。

「新作ビデオが入りました!!」

日頃からビデオライブラリーをご利用いただき、ありがとうございます。

さて、このたび、ビデオライブラリーに68作の新作が入りました。今回の新作には一部、DVDがあります。DVD作品のタイトルは次の通りです。

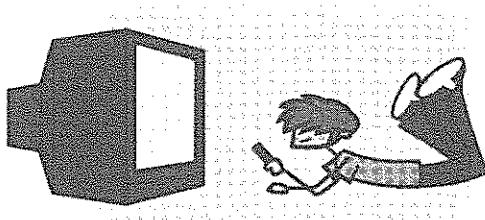
☆みんな社会に生きている～聴覚障害者とそのコミュニケーションについて理解を広めるために～

☆世界名作劇場「名犬ラッシー」

☆世界名作劇場「家なき子レミ」

☆評議（裁判員制度広報用映画）

新作ビデオ及びDVDは、4月から当センターのビデオライブラリーにて貸し出しが始まりますので、ご利用下さい。その他ビデオの詳細内容は次号にてお知らせいたします。お楽しみに！



聴覚障害者のための手話学習会

当センターでは、手話や手話に関する知識を深めていただくため、聴覚障害者を対象にした学習会を開催しています。平成18年度は、「医療の手話シリーズを活用しよう」「みんなで考えよう 障害者の権利条約」「手話のしくみを学ぼう」の3つのテーマで行いました。

「医療の手話」では、医療場面で使われる手話の開発にまつわる苦労話やその必要性を、手話実技をはじめてお話しいただきました。また「障害者の権利条約」では、障害者権利条約が国連で採択されるまでの経過、今後の取り組みについての話を聞いて一緒に考えることができましたし、「手話のしくみ」では、手話が言語として認められる理由について興味深く学べました。

来年度以降も引き続き学習会を開催していきます。みんなで一緒に考えたり、質問する機会を設けたりしていますので、一見難しそうなテーマでも楽しく学習することができます。

センターだよりでもご案内しているので、ぜひ積極的にご参加ください。

○タ・ツ・ノ・オ・ト・シ・ゴ○

消費者センターによると、昨年に入ってマルチ商法などトラブルの相談が急増しているそうだ。情報不足を利用した横領、ねずみ講、物品販売に関係した詐欺など、ろう者を狙った反社会的な犯罪は多々起きている。被害者の多くは情報・コミュニケーションの制約などにより、関係機関に訴えられず、被害に耐え、泣き寝入りをすることが多いのが実状。先月、手話を使ってろう者から出資を募って金をだまし取っていた事件が起こった。被害者は約250人で被害総額は27億円にのぼるという。幸いというべきか、滋賀県内からは報告が来ていない。マルチ取引や金銭などトラブルという相談が県内に数件あることは確かだ。勧誘時に「収入が得られる」等と説明されるが、実際には、マルチ取引に参加する会員を集めなければ、収入が得られない。身近な人、親しい人からの勧めを断りにくいかもしれないが、説明をせず合意がないまま契約している例が多い。だまされる側にもすべて責任がないとは言い切れない。はっきりと断る勇気が必要。しかし、ろう者だけの問題ではなく社会全体の課題として捉え、対処していかねばならない。ろう者を狙った犯罪を許さないためには、少しでも疑問に思ったら速やかにセンターに相談していただきたいものだ。

(F.I.)